

4. 男女共同参画関連の主な人権侵害類型と被害者の救済にかかわる制度等について

問題類型 共通(※1)		具体的な人権侵害事象	被害者の救済にかかわる主な制度等
			(司法的救済)(※2) ○損害賠償 不法行為(民法709)、債務不履行(民法415)による損害賠償 ○原状回復・差止め 名誉毀損については、謝罪広告等の名誉を回復する措置を請求することができる。 また、一定の人格権侵害については、判例上、差止めが認められている。 ○ 訴訟手続きのほか、仮処分、民事調停がある。 (行政的救済) ○人権侵害一般に関し、法務省の人権擁護機関による人権相談、人権侵犯事件調査処理の手続きがある。 ○国家行政組織法第3条第2項に基づく独立行政委員会として人権委員会を設け、これを担い手とする新たな人権救済制度を創設する人権擁護法案を第154回国会に提出中。 (民間団体による救済) ○日弁連、弁護士会の人権擁護委員会による救済活動 ○各分野における民間団体による相談・援助
差別	差別的取扱い	○雇用差別 (募集・採用、解雇を含む各種労働条件に関する差別)	(法規制) ○女性については、募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇に関する差別が禁止されている(均等法5～8)。 ○国籍、信条、社会的身分に関する各種労働条件差別、女性に対する賃金差別が禁止されている(違反には刑事罰。労基法3,4)。 ○職業紹介・職業指導に関し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別が禁止されている(職安3)。 ○労働者の募集等については、応募者等の人種、社会的身分、本籍、信条等の情報収集が原則的に禁止されるなど、個人情報保護措置が講じられている(職安5の4,労働大臣指針等)

			○上記の法規制以外にも、法の下での平等を定めた憲法14条が、民法の一般規定(公序良俗違反の法律行為を無効とする同法90等)を介して適用される場面等がある。 (司法的救済) ○損害賠償 女性に対する賃金・昇格差別等に関し、損害賠償を命じた裁判例がある。 ○解雇無効・地位確認 女性の結婚退職等を理由とする解雇等に関し、解雇無効等を認めた裁判例がある。 ○仮処分(地位保全・賃金仮払い) (行政的救済) ○募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇に関する女性差別に係る事業主と女性労働者の紛争について都道府県労働局長による紛争解決援助(助言・指導・勧告)(均等法13) ○配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇に関する女性差別に係る事業主と女性労働者の紛争について、紛争調整委員会による調停(均等法14) ○都道府県労働局長による雇用の分野における男女の均等取扱いに対する助言、指導、勧告(均等法25) ○労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について都道府県労働局長による助言・指導(個別労働関係紛争解決促進法4) ○労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、紛争調整委員会によるあっせん(個別労働関係紛争解決促進法5) ○都道府県労働局雇用均等室、総合労働相談コーナーによる相談 ○都道府県の労政事務所による相談 (企業内での救済) ○企業内における女性労働者からの配置、昇進及び教育訓練、福利厚生並びに定年、退職及び解雇に関する苦情処理機関の整備が図られている。
--	--	--	---

	セクシュアル・ハラスメント、嫌がらせ	○セクシュアル・ハラスメント ・対価型(職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの) ・環境型(職場において行われる性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの) ・職場以外においても、同様の問題がある。	(司法的救済) ○損害賠償 行為者、使用者双方について可能。 (行政的救済) ○職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事業主と労働者の紛争について都道府県労働局長による助言・指導(個別労働関係紛争解決促進法4) ○職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事業主と労働者の紛争について、紛争調整委員会によるあっせん(個別労働関係紛争解決促進法5) ○都道府県労働局長による雇用の分野における男女の均等取扱いに対する助言、指導、勧告(均等法25) ○同雇用均等室に配置されたセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用による女性労働者に対する相談 (企業内での救済) ○事業主はセクシュアルハラスメントを防止すべき配慮義務を負っており(均等法21)、厚生労働大臣の指針を踏まえ、企業内における相談窓口(セクハラ相談員等)や苦情処理制度の整備が図られている。
虐待	女性に対する暴力	○夫・パートナーからの暴力	(法規制) ○暴行、脅迫、傷害、強姦等は犯罪。 (司法的救済) ○損害賠償 ○暴力禁止、接近禁止(仮処分を含む) ○裁判離婚(暴力は、婚姻を継続し難い重大事由として離婚原因となり得る。) ○夫婦関係調整の家事調停 ○保護命令(配偶者暴力防止法10) (行政的救済) ○警察による加害者の検挙、加害者への指導警告、被害女性への支援等(平成11年12月「女性・子供を守る施策実施要綱」により積極的対応を通達)。 ○婦人相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センター等による被害者の保護(配偶者暴

			力防止法 3～9、平成 14 年 4 月施行) (民間団体による救済) ○民間シェルターによる一時保護、カウンセリング、自立支援等
		○ストーカー	(法規制) ○脅迫、名誉毀損、軽犯罪法違反、迷惑防止条例違反に当たるストーカー行為は犯罪。 ○ストーカー規制法(ストーカー行為の犯罪化、加害者への警告、禁止命令及び違反に対する処罰、被害者への援助等)成立 (司法的救済) ○損害賠償 ○電話、接近等の禁止(仮処分を含む。) (行政的救済) ○警察(上記夫・パートナーからの暴力の欄に同じ)
	家庭内における児童等の虐待	○児童 ○高齢者 ○障害者	(法規制) ○暴行、脅迫、傷害等は犯罪。 ○児童に対する虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)の禁止(児童虐待防止法 3) (司法的救済) ○損害賠償 ○暴力禁止、接近禁止(仮処分を含む。) ○親権喪失宣告、後見人等解任(民法 834、846 等) ○親権者・後見人等の職務執行停止・職務代行者選任(家事審判規則 74 等)等の審判前の保全処分 (行政的救済) ○児童虐待に関しては、児童福祉法に基づき、被虐待児童の発見・通告、一時保護、立入調査、里親委託・施設入所、虐待した保護者の指導、親権喪失宣告請求等の児童相談所を中心とした、一連の手続きが採られているが、さらに、児童虐待防止法の成立により、

			以下の点等につき手当てがなされた。 ・児童虐待の定義 ・児童の福祉に職務上関係ある者の早期に虐待を発見すべき努力義務 ・通告を受けた児童相談所による児童の安全の確認等 ・立入調査等に対する警察の援助 ・虐待をした保護者の児童福祉司等による指導を受ける義務 ○警察による保護・支援(前出「女性・子どもを守る施策実施要綱」により積極的対応が通達された。) ○障害者に関し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者１１０番事業(相談事業) ○高齢者に関し、シルバー１１０番(各都道府県高齢者総合相談センター)事業(相談事業) (民間団体による救済) ○民間団体による保護活動
	施設内における児童等の虐待	○児童 ○高齢者 ○障害者 ○女性	(法規制) ○暴行、脅迫、傷害等は犯罪。 ○児童虐待については、上記に同じ。 ○児童に対する懲戒の権限の乱用の禁止(児童福祉施設最低基準９の２) (司法的救済) ○損害賠償 ○暴力禁止等(仮処分を含む。) (行政的救済) ○都道府県知事等による社会福祉施設に対する調査(報告徴収、検査)、改善命令、経営制限・停止命令、許可の取消し(社福７０～７２) ○都道府県知事等による児童福祉施設に対する監督(報告徴収、質問、立入検査)、改善勧告、改善命令、事業停止命令(児福４６) ○都道府県知事等による無認可(児童福祉目的)施設に対する報告徴収、立入調査、勧告・公表、事業停止・施設閉鎖命令(児福５９) ○都道府県知事等による身体障害者更生援護施設に対する報告徴収、質問、立入検査、事業停止・廃止命令(身障３９、４１) ○都道府県知事等による精神障害者社会復帰施設に対する監督(報告徴収、質問、立入検

		査)施設の設備・運営の改善命令、事業停止・廃止命令(精神保健法50の2の4、5) ○精神病院入院者に関する精神医療審査会による処遇の審査、都道府県知事等による退院・処遇改善命令、厚生労働大臣・知事による精神病院に対する報告徴収、立入検査、改善命令、医療の提供制限命令(精神保健法38の4～7) ○都道府県知事等による養護老人ホーム・特別養護老人ホームに対する報告徴収、質問、立入検査、事業停止・廃止命令、認可の取消し(老福18、19) ○都道府県知事等による有料老人ホームに対する報告徴収、調査、改善命令(老福29) ○障害者に関し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員、障害者110番事業(相談事業) ○高齢者に関し、シルバー110番(各都道府県高齢者総合相談センター)事業(相談事業) ○国民健康保険団体連合会における介護保険に係る苦情処理(サービスの質の向上に関する調査、指定事業者への指導・助言)(介護保険法176①2) ○地方公共団体による虐待等監視のためのオンブズマン的第三者機関設置の動きがある。 (民間団体による救済) ○運営適正化委員会(都道府県社会福祉協議会に設置)における福祉サービスに関する苦情の解決についての相談、あっせん等、福祉サービス利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に通知(社福83、85～87) ○民間団体による虐待等監視のためのオンブズマン的活動 (その他の救済) ○ 社会福祉事業の経営者自らによる利用者等からの苦情の適切な解決(社福82)
	学校における体罰、学校・職場等におけるいじめ	(司法的解決) ○損害賠償 ○暴力禁止等(仮処分を含む。) (行政的救済) ○教育委員会による監督、職員の懲戒等 ○スクール・カウンセラーによる相談

公権力による侵害		○捜査手続等公権力の行使に伴う暴行等の人権侵害 ○拘禁施設内の人権侵害 ○その他の公務員による人権侵害	(法規制) ○公務員職権濫用罪、特別公務員職権濫用罪、特別公務員暴行陵虐罪、同致死傷罪(刑法193～196) ○上記犯罪について告訴をした者は、不起訴処分があった場合に裁判所に付審判の請求を行うことができ、付審判決定により起訴がなされたものとみなされる(刑訴262～267)。 (司法的救済) ○国家賠償 ○行政訴訟(行政処分の取消等) (行政的救済) ○内部監査・観察 ○行刑施設における法務大臣・巡閲官吏への情願(監獄法7) ○入国者収容所等における被収容者からの意見聴取(被収容者処遇規則2の2) ○行政不服審査 ○苦情処理(総務省行政評価局・管区行政評価(支)局・行政評価事務所、行政相談委員) ○任命権者による公務員懲戒処分 ○地方公共団体におけるオンブズマン
メディアによる侵害	マスメディアによる侵害	○報道によるプライバシー侵害、名誉毀損 ○誤報 ○過剰な取材 ○出版物等における差別表現	(法規制) ○名誉毀損、侮辱は犯罪。 (司法的救済) ○損害賠償、謝罪広告等の名誉回復措置 ○出版等差止め(仮処分を含む。) (その他の救済) ○マスメディア各社による苦情処理と自主的な訂正、謝罪広告等 ○不実の放送に関し、訂正放送が義務付けられている(放送法4)。 ○放送につき、放送と人権等権利に関する委員会／同委員会機構(BRC／BR0)による苦情処理

	その他のメディアによる侵害	○インターネット等を利用したプライバシー侵害等	(法規制) ○名誉毀損、侮辱は犯罪。 (司法的救済) ○損害賠償及び謝罪等名誉回復措置 ○差止め(仮処分を含む。)
その他	財産権侵害	○家族等による高齢者、障害者の財産の不正使用	(法規制) ○窃盗、横領等は犯罪。 (司法的救済) ○損害賠償、不当利得返還 (行政的救済) ○障害者に関し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者１１０番事業(相談事業) ○高齢者に関し、シルバー１１０番(各都道府県高齢者総合相談センター)事業(相談事業)
		○悪質な訪問販売、悪徳商法による高齢者、障害者の財産権侵害	(法規制) ○各業法等における不当な販売方法の禁止と違反に対する刑事罰 (司法的救済) ○損害賠償、不当利得返還 ・民法上の意思表示の錯誤による無効、詐欺・強迫による取消し ・消費者契約法上の勧誘時の一定行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合の取消し、不当条項の無効 ・割賦販売法、特定商取引法上のクーリングオフ制度による契約解除等 (行政その他の救済) ○国民生活センター、地方公共団体の消費センター、苦情処理委員会による相談、情報の提供、助言、斡旋等 ○各都道府県警察本部の「悪質商法１１０番」 ○弁護士会の仲裁センター

	犯罪被害 ○当該犯罪自体に起因する被害 ・医療費等の経済的負担 ・深刻な精神的被害(PTSD) ○取材・報道等による二次被害	(司法的救済) ○損害賠償 (行政的救済) ○犯罪被害者等給付金の支給 ○警察による犯罪被害者等に対する精神的ケア (NGO 等による救済) ○民間被害者相談組織による相談、カウンセリング等
--	--	---

(注) 表中で使用した法令名の略語

均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、 育児介護休業法：育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、 労基：労働基準法、 個別労働関係紛争解決促進法：個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律、 職安：職業安定法、 配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、 ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律、 児童虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律、 児福：児童福祉法、 社福：社会福祉法、 身障：身体障害者福祉法、 精神保健法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 老福：老人福祉法、 刑訴：刑事訴訟法、 特定商取引法：特定商取引に関する法律

(※1) 「共通」欄には、主な侵害類型の多くのものに共通する事項をまとめて記載した。

(※2) 「被害者の救済にかかわる主な制度等」の欄の「(法規制)」には関連する犯罪や行政法上の禁止に係る規制を、「(司法的救済)」には裁判所を通じて得られる民事上の救済や利用できる手続きを、「(行政的救済)」には原則として行政機関が関与する救済に関する措置・制度等を、「(NGO 等による救済)」には民間団体による救済に関する活動を、いずれもそれぞれの侵害類型との関係で主なものに限って記載した。

(資料) 法務省資料「人権救済制度のあり方について(答申)」(平成13年5月25日 人権擁護推進審議会) 資料4を参考に内閣府男女共同参画局作成